

柏尾富士見台自治会規約

制定 平成30年5月31日

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は柏尾富士見台自治会（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を自治会館（横浜市戸塚区柏尾町 1158-45 番地）に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、別紙1の地番で示す区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 3 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 4 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
 - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合
- 5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。
- 6 第2条に定める区域に住所を有する法人や団体は、会長に届け出れば、表決権は有しないものの、本会の活動を賛助できる。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員及びその家族の文化、体育及び福祉厚生に関する事項
- (2) 会員及びその家族の保健、衛生に関する事項
- (3) 会員及びその家族の防災、防犯及び交通安全に関する事項
- (4) 青少年の育成に関する事項
- (5) 住民相互の連絡、広報に関する事項
- (6) 自治会館の維持管理に関する事項
- (7) その他、目的達成に必要と認められた事項

第2章 役員・ブロック長・ブロック長補佐

(役員の種類別)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (2名)
- (3) 総務部長 (1名)
- (4) 会計 (1名)
- (5) 専門部長 (若干名)
- (6) 専門部役員 (若干名)
- (7) 監事 (2名)

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計、資産の状況及び業務遂行についての不整の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求すること。
- 4 総務部長は、本会全般の事務を司る。
- 5 会計は、会計事務を担当する。
- 6 専門部長は、本会の事業を行う。
- 7 専門部役員は、会長の指示に基づき、総務部長または専門部長を補佐し、本会の事業を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。任期の開始日は5月1日、終了日は翌々年4月30日とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期の終了日は、次の4月30日とする。

(役員解任)

第9条 役員が規約に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(ブロック長、ブロック長補佐)

第10条 本会は、運営を効率化する目的で、第2条で定める区域を複数のブロックに分割する。

2 各ブロックは、概ね10世帯以上かつ30世帯までとする。ブロックの区割りは、該当の場所に住む住民の意思に基づく。

3 各ブロックでは、ブロック長1名、ブロック長補佐1名を選出する。
ブロック長とブロック長補佐の役割は、細則で定める。

4 ブロック長およびブロック長補佐は、役員を兼ねることはできない。

5 ブロック長およびブロック長補佐の任期は1年とし、任期の開始日は5月1日、終了日は翌年4月30日とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第13条 定期総会は、年に1回、会計年度の終了後、1ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき

(3) 第7条第3項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の審議決定事項)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第13条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した会員（ただし、役員を除く）の中から選任する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における会員の表決権等)

第19条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第17条（総会の定足数）及び第18条（総会の議決）の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会及びブロック長会議)

第 21 条 総会以外の日常の会議として、役員会およびブロック長会議を置く。その運営については細則に定める。

- 2 役員会は、会長が必要に応じて開催し、役員を主たるメンバーとする。役員会は、総会の決定事項に基づいて、会の事業を具体的に企画・策定し、ブロック長会議の審議・決定を経て執行する。
- 3 ブロック長会議は、会長が必要に応じて招集し、ブロック長をメンバーとする。ブロック長会議では、役員会が提案した企画を審議・決定する。

第 4 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 22 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 23 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法はブロック長会議の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 24 条 本会の資産で第 22 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 3 分の 2 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 25 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 27 条 本会の事業計画及び予算は、役員会が作成し、ブロック長会議が承認したものを、定期総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前号の規定にかかわらず、会計年度開始後において議決されていない場合には、会長及び担当役員は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 28 条 本会の事業報告及び決算は、会長又は担当役員が事業報告書、収支計算書、財産目録として作成し、監事の監査を受け、定期総会の承認を受けなければならない。

第 5 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 29 条 この規約は、総会において全会員の 3 分の 2 以上の議決を得、かつ、横浜市戸塚区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 30 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 31 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 6 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 32 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 33 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

別紙1 柏尾富士見台自治会の区域

柏尾町 1119-50

柏尾町 1130

柏尾町 1158

柏尾町 1162

柏尾町 1170

柏尾町 1352

柏尾町 1381-2

柏尾町 1381-6～柏尾町 1381-25

柏尾町 1381-27～柏尾町 1381-64

柏尾町 1381-68～柏尾町 1381-69

柏尾町 1140

柏尾町 1141-5

柏尾町 1142-1

柏尾町 1142-19～柏尾町 1142-22

柏尾町 1142-26

柏尾町 1411

柏尾町 1421

柏尾町 1432

舞岡町 3585-3

舞岡町 3585-5

舞岡町 3585-9～舞岡町 3585-16

舞岡町 3585-49～舞岡町 3585-54

舞岡町 3587-5～舞岡町 3587-6

舞岡町 3587-32～舞岡町 3587-33

舞岡町 3589-1

舞岡町 3589-35～舞岡町 3589-43